介護保険 訪問看護重要事項説明書

<令和 6 年 4 月 1 日現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-5947-3940(午前8時30分~午後5時30分まで)

担当 新井 大

*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 陽だまり 訪問看護ステーションの概要

(1)提供できるサービスの種類と地域

事業所名	株式会社Five Trees 陽だまり 訪問看護ステーション 大泉
所在地	東京都練馬区南大泉 1-26-10
訪問看護	指定事業所番号 1362091207
サービスを提供する地域	練馬区 南大泉、西大泉、東大泉、関町北、関町南、関町東、 上石神井、石神井台、立野町、大泉町、石神井町、 大泉学園 1~3、三原台 ※その他、隣接する地域については、ご相談ください。

(2)看護師等の勤務体制(令和6年4月1日現在)

管理者:1名

看護師:常勤6名、非常勤3名

理学療法士:常勤3名

作業療法士:常勤4名、非常勤1名

言語聴覚士:常勤1名

(3)サービスの提供時間帯

月~金 午前 8 時 30 分~午後 5 時 30 分

十・日・5月の祝日・年末年始(12月30日~1月3日)はお休みします。

※訪問予定日がお休みに該当する場合は、ご相談ください。

3. サービス内容

提供するサービスの内容は下記のとおりです。

- ① 医療処置(カテーテル管理・褥瘡処置など)
- ② 健康相談(症状観察・指導など)
- ③ 日常生活の看護
- ④ 理学療法 ⑤ 作業療法 ⑥ 言語療法 ⑦その他

	曜日	時間帯	内容	介護保険適用
1				
2				
3				
4				
5				

4. 利用料金(別掲参照)

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、基本料金(料金表)の1割~3割です。 割合につきましては、介護保険負担割合証をご確認ください。 ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【看護 料金表-基本料金(要支援1~要支援2)】

時間	30 分未満			30 分~1 時間未満			1 時間~1 時間 30 分未満			
料金	5,141 円			9,051 円			12,426 円			
自己負担額	515	1,029	1,543	906	1,811	2,716	1,243	2,486	3,728	
(1割 2割 3割)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

【看護 料金表-基本料金(要介護1~要介護5)】

時間	30 分未	満		30 分			1 時間		
				~1 時間未満			~1 時間 30 分未満		
料金	5,369 円			9,382 円			12,859 円		
自己負担額 (1割 2割 3割)	537 円	1,074 円	1,611 円	939 円	1,877 円	2,815 円	1,286 円	2,572 円	3,858 円

【リハビリ 料金表-基本料金(要支援1~要支援2)】

177 ピノ 竹並弘 2	F2/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1	(女人))	· · · · · · · ·				
時間	20分			40分			
料金		3,237 円		6,475 円			
自己負担額 (1割 2割 3割)	324 円	648 円	972 円	648 円	1,295 円	1,943 円	

【リハビリ 料金表-基本料金(要介護1~要介護5)】

時間	20 分	7		40 分			1時間			
料金		3,351	円		6,703 円			9,063 円		
自己負担額 (1割 2割 3割)	335 円	671 円	1,006 円	671 円	1,341 円	2,011 円	907 円	1,813 円	2,719 円	

- ※基本料金に対して、早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)帯は25%増し、 深夜(午後10時~午前6時)帯は50%増しとなります。
- *上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、ご利用者様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

(2) 交通費

- ① サービス提供地域内は原則として無料です。
- ② 介護保険適用の場合、通常のサービス提供地域以外は、1kmにつき120円がかかります。

(3) キャンセル料

訪問看護サービスをキャンセルした場合には以下の通りキャンセル料を頂きます。

- ① 当日、訪問時間1時間前までにご連絡いただいた場合: 無料
- ② 利用者の体調不良等、やむを得ない状況であった場合: 無料
- ③ ご連絡のないまま、訪問時に不在だった場合: 予定サービスの利用料自己負担分
- ④ 正当な理由なく、訪問看護サービスをキャンセルした場合: 予定サービスの利用料自己負担分

(4) その他

- ① ご利用者様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は こ利用者様のご負担になります。
- ② 料金のお支払方法 お支払方法は、口座自動引き落としをお願いしております。引き落とし日は、請求月の27日となります。また、やむを得ず他の方法をご希望の場合はご相談ください。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービス担当者の変更

事業所都合により、サービスの担当者が変更になる場合がありますので、予めご了承ください。また、 担当者の指名につきましては受け付けておりません。

(3) サービスの提供が困難な場合

震災、台風、降雪などの天災により、訪問を行うことが困難な場合やサービスの担当者にやむを得ない事情がある場合には、お休みをいただきサービスを提供できない場合もございます。

(4) サービスの終了

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の1週間前までに書面でお申し出下さい。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。 その場合は、終了1ヶ月前までに書面で通知いたします。
- ③ 自動終了 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定 された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

・ ご利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご 家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、ご利 用者様は書面で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ケ月以上遅延し、さらにお支払いの督促から14日 以内にお支払いがない場合には、契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただきます。
- ・ ご利用者様やご家族などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対して、対応困難な要求 や、度重なる苦情、暴言・暴力、セクシュアルハラスメントなどの行為により、事業所として信頼関係 を保てないと判断した場合におきましては、書面で通知することにより、即座にサービスを終了させ ていただく場合がございます。

6. 暴言・暴力・ハラスメント

当事業者は、従業員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう暴言・暴力・ハラスメントの防止に向けて取り組みます。

- (1)当事業所は、事業所内において当該法人従業員、取引先事業者の方、ご利用者様及びそのご家族様により行われる下記の行為を含め、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えた行為は組織として許容しません。
 - 身体的な力を使って危害を及ぼす、または及ぼされそうになった行為(身体的暴力)
 - ・ 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為(精神的暴力)
 - ・ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為(セクシャルハラスメント)
- (2)ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の防止策を検討いたします。
- (3)職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施します。また、定期的な話し合いの場を設け、現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4)ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

7.虐待の防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護と虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1)事業所はご利用者が成年後見人制度を利用できるよう支援を行います。
- (2)当該事業所従業者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報いたします。
- (3)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を

図ります。

(4)事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。

虐待防止に関する担当者 管理者: 新井 大

8. 業務継続計画の策定について

(1)感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(事業継続計画)を策定し、

当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2)従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施いたします。
- (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- (4)非常災害や感染症拡大時、通常の業務を行えず休業せざるを得ない場合、他の訪問看護ステーションと連携し、別の事業所がサービス提供する可能性がございます。

9. 衛生管理等について

事業所において感染症の予防、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1)従業員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底いたします。
- (4)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備いたします。
- (5)従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施しています。

10.当事業所の訪問看護サービスの特徴等

(1)運営の方針

- ・ 訪問看護を必要とする方々の全般的な日常生活の自立支援を援助し、かつ生活の質を重視し、 在宅療養が継続できるよう支援いたします。
- ・ 関係機関、地域での医療・保健・福祉のネットワークを大切にし、連携を強化し、訪問看護を総合的なサービスとして提供するよう努めます。
- ・ 訪問看護の目的・目標に合わせて、看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が連携してサービスを提供していきます。

(2) 理学療法士等による訪問(リハビリ中心の訪問)

理学療法士等が中心となって訪問看護サービスを提供している利用者については、利用者の心身の 状態を評価する観点から、当該事業所の看護職員による訪問が、概ね3か月に1回程度必要となりま す。状態変化時は、臨時的に看護師の訪問を行うことも可能です。いずれの場合も看護師による訪問 は、訪問看護サービスとして提供させていただきます。

≪相談、要望、苦情等の窓口≫

訪問看護に関する相談、要望、苦情等はサービス提供担当者か下記までお申し出下さい。

☆サービス相談窓口☆

電話番号:03-5947-3940 担当者:新井 大 (受付時間 月~金曜日 8:30~17:30) 他に、区及び国民健康保険団体連合会でも、相談、要望、苦情等を受け付けています 練馬区保健福祉サービス苦情調整委員 03-3993-1344

東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口専用 03-6238-0177

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所

所在地 東京都練馬区南大泉 1-26-10

名称 株式会社 Five Trees

陽だまり 訪問看護ステーション 大泉

説明者 所属 陽だまり 訪問看護ステーション 大泉

氏名 新井 大

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

<利用者氏名>

<代理人氏名>